



協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ



協会けんぽに加入する従業員様の 定期健診結果をご提供ください

定期（事業者）健診結果の保険者への提供は法律により義務付けられています。

高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することは義務付けられています。また、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

提供のメリット① 無料で健康サポート（特定保健指導）が受けられます

健診結果に応じて、協会けんぽの保健師・管理栄養士による健康サポート（特定保健指導）を無料で受けることができます。従業員の健康管理にもお役立ていただけます。

提供のメリット② 健康保険料率の引き下げにつながります

健診結果を提供いただき、健診実施率が向上すると、鳥取支部の健康保険料の引き下げにつながります。（インセンティブ制度）



詳しい提供方法はホームページをご確認ください。



「定期健康診断のデータ提供」についてのお問い合わせはこちら ▶ 保健グループ TEL:0857-25-0050（音声案内②）



資格確認書を送付します

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様へ資格確認書を送付します。

資格確認書とは？

マイナ保険証を利用することができない方がこれまで通り医療機関等で保険診療を受診いただくためのものです。健康保険証の代わりとしてご利用ください。有効期限は発行から最大5年間です。



送付時期

協会けんぽ鳥取支部加入者は**令和7年9月**から順次送付いたします。資格確認書は被保険者様の住所へ送付いたします。

マイナ保険証についてはこちら



お問い合わせはこちら ▶ 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル TEL:0570-015-369



高額療養費の申請もれはありませんか？

マイナ保険証を使用することで医療機関等の窓口での支払い額は自己負担限度額までの計算がされますが、同一月に複数の医療機関を受診している場合は高額療養費に該当する場合があります申請が必要です。

高額療養費計算のポイント

- ① 1 か月単位（1日～末日）で計算
- ② 受診者ごと、医療機関ごと、医科・歯科を分けて計算
- ③ 入院と通院は分けて計算（通院時の調剤は通院分に合算）
- ④ 保険適用分が対象

複数の医療機関等を受診した場合 同一世帯の他の受診者分を合算する場合

《70歳未満の方》

自己負担額が21,000円以上
の分のみ合算できます。

《70歳以上75歳未満の方》

すべて合算
できます。

制度の詳細はこちら



● 70歳未満の方は21,000円以上の支払い分のみが合算の対象

ケース1▶ 健(被保険者・70歳未満・自己負担限度額57,600円)、康子(被扶養者・70歳未満)

6月受診分



A病院(通院)
57,600円



B病院(通院)
15,000円



C薬局
(B病院の処方箋)
7,000円



D病院(通院)
18,000円



E病院(入院)
35,000円

自己負担額が21,000円未満は
合算できません。

高額療養費支給額

(57,600円+15,000円+
7,000円+35,000円) - 57,600円
= **57,000円**

● 70歳以上75歳未満はすべて合算対象

ケース2▶ 健(被保険者・70歳未満・自己負担限度額57,600円)、兼好(被扶養者・73歳)

7月受診分



A病院(通院)
57,600円



B病院(通院)
20,000円



C医院(通院)
2,500円



D薬局
(C医院の処方箋)
900円



E病院(通院)
680円

70歳以上75歳未満の方はすべて
が合算対象になります。

高額療養費支給額

(57,600円+2,500円+
900円+680円) - 57,600円
= **4,080円**

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を 有する場合	70歳以上の被扶養者を 有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者※1を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入※2と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や
申請方法はこちら



※1.旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、被扶養者でなくなった方をいいます。

▶被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。

▶65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含みます。

※2.収入とは、該当する年のすべての収入額が対象になります。ただし、退職金および公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金・恩給など）は除きます。

「高額療養費」「高齢受給者証」についてのお問い合わせはこちら▶業務グループ TEL:0857-25-0050(音声案内①)

最新情報を続々配信中！
LINE公式アカウント、メールマガジンの登録をお願いします！



LINE公式アカウント



メールマガジン



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

〒680-8560
鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

TEL

0857-25-0050(代表)